

2021年12月1日

院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル

兵庫県立淡路医療センター薬剤部

1. 概略

薬剤師による疑義照会は、医薬品の適正使用上、薬剤師法に基づく極めて重要な業務である。しかし、形式的な疑義照会も多く、患者・処方医・保険薬局に負担がかかる場合が多い。

そこで当院では、平成22年4月30日厚生労働省医政局長通知「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」を踏まえ、プロトコルに基づく薬物治療管理の一環として、調剤上の典型的な変更に伴う疑義照会を減らし、患者への薬学的ケアの充実および処方医の負担軽減を図る目的で、包括的に薬剤師法第23条第2項に規定する医師の同意が得られなかったものとして扱い、「院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル」の運用を開始する。

2. 目的

本プロトコルの目的は、当院と保険薬局間で事前に共通プロトコルを構築・合意し、薬局における処方箋調剤に適用することで、医療機関への問合せ減少と薬局における患者の待ち時間の短縮を図る。結果として、外来患者や入院患者の薬学的管理の向上を図ることを目的とする。

具体的には、合意書を取り交わした保険薬局で応需した当院の処方箋において、以下にあげる項目に該当し、且つ処方医師からプロトコル適用対象外的意思表示がない場合は、疑義の対象とはせず、処方医師に照会することなく内容を変更し調剤できるものとする。

3. 各種問い合わせ窓口

①処方内容等に関すること(診療、調剤に関する疑義など)

受付時間：平日午前9時から午後5時

TEL：0799-22-1200(代) 処方医

②保険関係(保険者番号、公費負担など)

受付時間：平日午前9時から午後5時

TEL：0799-22-1200(代) 医事企画課

4. 処方変更・調剤後の連絡

処方変更し調剤した場合はその内容を FAX にて薬剤部に連絡してください(0799-24-7332)。プロトコルに基づき変更した場合に限らず、通常の疑義照会による変更の場合も同様に FAX での連絡をお願いします。ただし、一般名処方に基づいて調剤した場合の情報提供書、及び後発医薬品の変更報告書の連絡は不要です。麻薬・抗がん剤及び覚醒剤原料に関しては、本プロトコルは適応せず、変更する場合には必ず疑義照会を行ってください。

5. 疑義照会不要例

①成分名が同一の銘柄変更(変更不可の処方を除く)

例：ボナロン錠 35mg→フォサマック錠 35mg
→アレンドロン酸錠 35mg「〇〇」

*先発品間でも可

*後発品から先発品への変更も可能（保険薬局に在庫がないという理由での変更は不可）

*必ず患者さんに説明（服用方法、価格）後、同意を得て変更すること

*適応症が異なる場合、適応外使用にならないよう留意すること

②剤形の変更(剤形変更不可の処方を除く)

例：ビオフェルミン R 散→ビオフェルミン R 錠
アムロジピン錠 5mg→アムロジピン OD 錠 5mg
(粉砕)イーケプラ錠 500mg 1錠→イーケプラ DS50% 1g

*用法・用量が変わらない場合のみ可

*軟膏→クリーム剤、クリーム剤→軟膏の変更は不可

*内服薬→外用薬、外用薬→内服薬の変更は不可

例：メインテート錠⇔ビソノテープ

*安定性、溶解性、体内動態等を考慮して行うこと

*必ず患者さんに説明（服用方法、価格）後、同意を得て変更すること

③別規格製剤がある場合の処方規格の変更(含量規格変更不可の処方を除く)

例：アムロジピン OD 錠 5mg 1回 2錠⇔アムロジピン OD 錠 10mg 1回 1錠
フロセミド錠 40mg 1回 0.5錠⇔フロセミド錠 20mg 1回 1錠

*必ず患者さんに説明（服用方法、価格）後、同意を得て変更すること

④アドヒアランス等の理由により半割や粉砕、混合すること、あるいはその逆(規格追加も含む)

例：バクタ配合錠 1錠→バクタ配合錠 0.5錠×2

(粉砕)ワーファリン錠 1mg 2.5錠→ワーファリン錠 1mg 2錠

ワーファリン錠 0.5mg 1錠

*安定性のデータに留意して行うこと

*抗悪性腫瘍薬は対象外

*必ず患者さんに説明(服用方法、価格)後、同意を得て変更すること

⑤「患者希望」あるいは「アドヒアランス不良で一包化による向上が見込まれる」の理由により一包化調剤をすること

*上記以外の理由は、合意範囲外とする

*安定性のデータに留意して行うこと

*抗悪性腫瘍薬、及びコメントに「別包」とある場合は対象外

*必ず患者さんに説明(服用方法、価格)後、同意を得て変更すること

⑥湿布薬や軟膏での規格変更に関すること(合計処方量が変わらない場合)

例：ヒルドイドクリーム 0.3% 25g/本 2本→ヒルドイドクリーム 0.3% 50g/本 1本

⑦一般名処方における調剤時の類似剤形への変更(先発品類似剤形への変更を含む)。一般名処方においては、下記に掲げる範囲内で変更を可能とする(先発・後発は問わない)。

(ア)錠剤(口腔内崩壊錠を含む)、カプセル剤、丸剤、ゼリー剤、フィルム剤

(イ)散剤、顆粒剤、細粒剤、末剤、ドライシロップ剤(内服用固形剤として調剤する場合)

(ウ)液剤、シロップ剤、ドライシロップ剤(内服用液剤として調剤する場合)

*必ず患者さんに説明(服用方法、価格)後、同意を得て変更すること

*銘柄等については「お薬手帳」による情報提供を徹底すること

⑧服用歴のある配合剤を単剤の組み合わせから再度配合剤へ変更すること

例：ニューロタン錠 50mg 1錠→プレミネント配合錠 LD 1錠

フルイトラン錠 1mg 1錠

*必ず患者さんに説明(服用方法、価格)後、同意を得て変更すること

⑨薬歴等で乳酸菌製が継続使用されていることが確認できる場合において、抗菌薬が併用されていない場合のビオフェルミンRからビオフェルミンへの変更、またはその逆（抗菌薬併用期間のみビオフェルミンRを追加する場合には、ビオフェルミンとの合計日数は元のビオフェルミンの処方日数を超えないこと）

⑩患者の希望があった場合の消炎鎮痛剤外用貼布剤におけるパップ剤からテープ剤への変更、またはその逆（成分が同じものに限る。枚数に関しても原則同じとする）

例：ロキソニンパップ 100mg⇔ロキソニンテープ 100mg

⑪ビスホスホネート製剤の週1回あるいは月1回製剤が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化（処方間違いが明確な場合）

例：（他の処方薬が14日分処方の場合）

ベネット錠 17.5mg（週1回製剤） 1錠/分 1 起床時 14日分→2日分

⑫外用剤の用法（適用回数、適用部位、適用タイミング等）が口頭で指示されている場合（処方箋上、用法指示が空白あるいは「医師の指示通り」が選択されている）の用法の追記

例：（口頭で腰痛時に腰に貼付するよう指示があったと患者から聴取した場合）

モーラステープL 3袋 1日1回→1日1回 腰

⑬「1日おきに服用」や「月・水・金に服用」等と指示された処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化（処方間違いが明確な場合）

例：（他の処方薬が28日処方の時）

バクタ配合錠 1錠 分1 朝食後 月・水・金に服用 28日分→12日分

⑭添付文書に基づく軽微な用法変更

例：ツムラ葛根湯エキス顆粒 7.5g 分3 毎食後→分3 毎食前（もしくは食間）

セイブル錠 50mg 3錠 分3 毎食前→分3 毎食直前

*漢方薬の食後処方、添付文書上の食直前投与薬の食前処方に限り可能

6. その他

電子カルテシステム上、非採用薬剤への変更が生じた場合反映されません。予めご了承ください。また、変更調剤報告書を提出後、変更がなかった場合の再提出は不要です。

処方変更された場合は、「お薬手帳」や「お薬説明書」での情報提供を徹底してください。

トレーシングレポート等の情報は、当院薬剤部のホームページをご覧ください。今後も随時情報公開していきますので適宜ご活用ください。

調剤過誤、副作用発生等の連絡は下記までお願いします。

連絡先：薬剤部 TEL：0799-22-1200(代)

作成履歴

2021年12月1日(第1版)